

第2項先進医療の新規届出技術について
(届出状況/6月受付分)

先 - 1
24. 7. 19

整理番号	技術名	適応症等	保険給付されない費用※1※2 (「先進医療に係る費用」)	保険給付される費用※2 (「保険外併用療養費」)	保険外併用療養費分に係る一部負担金	受付日 ※3
302	ダブルバルーン内視鏡を用いた胆膵疾患の診断と治療	術後再建腸管における閉塞性黄疸、胆管炎、胆管結石等の膵胆道疾患(除外症例:消化管穿孔が疑われる場合)	14万8千円	35万5千円	14万9千円	H24.6.4
303	移植用腎修復術	ドナー:単発の小径腎腫瘍(直径4cm以下)と診断されていること レシipient:慢性腎不全による透析治療中であること	5万2千円	74万7千円	32万円	H24.6.20
304	ハイスピードデジタル撮像による声帯振動の解析	ストロボスコープで解析不能な重度の音声障害、声帯振動障害	1万6千円	1万8千円	2千円	H24.6.20

- ※1 医療機関は患者に自己負担を求めることができる。
 ※2 典型的な1症例に要する費用として申請医療機関が記載した額。
 ※3 原則として21日以降の受付の場合は翌月受付分として処理している。

【備考】

- 「第2項先進医療」は、薬事法上の未承認又は適応外使用である医薬品又は医療機器の使用を伴わず、未だ保険診療の対象に至らない先進的な医療技術。
 ○「第3項先進医療(高度医療)」は、薬事法上の未承認又は適応外使用である医薬品又は医療機器の使用を伴い、薬事法による申請等に繋がる科学的評価可能なデータ収集の迅速化を図ることを目的とした、先進的な医療技術。